

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成27年8月11日付けで行った公文書部分開示決定のうち、異議申立てに係る実習施設を特定し得る情報については、開示すべきである。ただし、実習施設を特定し得る情報のうち、個人に関する情報及び実習施設を運営する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除く。

### 2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成27年7月15日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇〇〇に係る准看護師養成所の設置計画書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、「准看護師養成所の設置計画について〇〇〇〇（平成27年1月15日付け）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、次の①から③の部分を開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年8月11日付けで申立人に通知した。
  - ① 就任予定の教員等の氏名、勤務先、年齢、履歴書等（条例第10条第1号に該当するため不開示）
  - ② 法人代表者の印影、事業者が作成した設計図面等、建物賃貸借予約契約書写し等、設立計画に係る関係団体等説明状況等（条例第10条第2号に該当するため不開示）
  - ③ 実習施設の名称、施設名、法人名、所在地等その他実習施設を特定し得る情報

(条例第10条第2号及び同条第5号に該当するため不開示)

- (3) 申立人は、実施機関に対し、平成27年10月8日付けで、本件処分のうち、上記(2)③(以下「本件不開示情報」という。)に係る不開示決定を取り消す、との決定を求めて異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成27年12月8日に実施機関から条例に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成28年1月5日に申立人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成28年1月7日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成28年3月14日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

### 3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、本件不開示情報に係る不開示決定を取り消す、との決定を求める。

#### (2) 異議申立ての理由

ア (略)

イ 本件不開示情報は、実習施設という教育を実施する機関であり、財またはサービスを対象としたものではなく、ましてや売買行為ではないことから実施機関が理由として挙げる「取引内容」に当たらない。本件不開示情報の開示によって、法人の憲法上の権利または法律上保護された権利を害することがないことは明白である。また、本件不開示情報は事業運営上のノウハウには当たらず、法人の名誉、信用、社会的評価などの正当な利益を害する情報であるとも言えない。仮に、本件不開示情報が法人の内部管理に属する情報だとしても、本件不開示情報を開示することにより、法人にどのような事業運営上の不利益が生じるのか不明である。万が一、本件不開示情報が、不開示の保護を受け得る情報であるとしても、

本件不開示情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められ、公益上開示しなければならない。

したがって、本件不開示情報が、条例第10条第2号に該当するとの処分には理由がなく、開示されるべきである。

ウ 実施機関が理由として挙げる「県の指定承認事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は条例第10条第5号イないしロに列挙されていない。

本件不開示情報は保健師助産師看護師法施行令第18条の基準の1つである。指定承認事務の目的は、法人が基準を満たしているのか否かを判断することであり、実習施設が基準を満たすのかどうかの問題であって、実習施設が公にされたからといって、当該施設が実習施設の基準を欠くということにはならない。

指定承認事務に支障を及ぼすおそれについても、本件不開示情報の開示により県の事業が具体的にどのような支障が生じるのか不明である。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）が作成した、准看護師養成所の設置計画書である。県内において准看護師養成所の指定を受けようとするものは、「埼玉県保健師助産師看護師准看護師養成所の指定申請等に関する指導要領」の定めるところにより、指定申請書を提出する前に、あらかじめ、知事に対して設置計画書を提出し、計画段階において指定要件に該当するかどうかの審査を経て、設置計画の承認を受けることとしている。本件対象文書には、指定要件に適合するかを確認するため、設置の趣旨、資金計画、土地建物の保有・校舎建築の構想、教員や実習施設の確保状況などに関する書類が添付されている。

##### (2) 本件不開示情報を不開示とした理由について

ア 看護師等養成所にとって、実習施設の確保は非常に困難な状況にある。既存の

看護師等養成所においても、実習施設を適切に確保し続けることには、多くの労力を要している。そのような中で、新設の准看護師養成所は相当の苦勞があつて実習施設を確保しているところである。本件不開示情報が公になると、競合する同業の看護師等養成所等が実習受け入れの承諾を行った実習施設に、実習受け入れの働きかけを行うことが可能となり、その結果、実習施設が本件法人の実習の受け入れを取りやめる事態が発生し、本件法人が指定を受けるために必要な実習施設の確保ができなくなる可能性がある。また、開設後においては本件法人が実習施設の確保ができず養成所としての指定要件に適合できなくなることにより、在校生が実習施設で履修することが困難になり、資格試験の受験資格要件を満たせなくなる事態も想定される。これらのことは、事業者である本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当する。

イ 本件対象文書は准看護師養成所の設置に係る計画段階における情報であり、提出された計画書の審査を実施した結果、審査基準に不適合な事項については計画内容の見直しをさせている。新規実習施設申請の繰り返し等は審査事務を煩雑にさせるため、県の指定承認事務に支障が生じること、また、看護師等養成所の設立に期間を要することになるため、看護職員の確保にも影響することから条例第10条第5号に該当する。

(3) 申立人の主張について

申立人は、本件不開示情報は人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められ、公益上開示しなければならないとしている。しかし、本件不開示情報は看護学生を受け入れる実習施設の指導体制等に関する情報を含んでいるが、当該情報が公にされないことをもって、人の生命、健康等に重大な影響を与えるとまでは言えない。

## 5 審査会の判断

(1) 准看護師養成所の指定について

保健師助産師看護師法施行令第19条によると、保健師助産師看護師法第22条第2号に規定する准看護師養成所の指定を受けようとするときは、設置者は、都道府県知事に申請書を提出することとされている。本県においては、「埼玉県保健師助産師看護師准看護師養成所の指定申請等に関する指導要領」により、設置者は申請に先立ち、養成所設置計画書を実施機関に提出することとされており、設置計画書には、資金計画、土地建物の保有状況・校舎建築の構想、教員や実習施設の確保状況が記載されている。実施機関は、計画段階においてこれらの状況が指定要件に該当するかどうかについて審査を行う。

本件対象文書は、本件法人が実施機関に提出した准看護師養成所設置計画書である。

(2) 本件異議申立てについて

実施機関は、本件不開示情報は本件法人の取引内容に関する事項であり、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり条例第10条第2号に該当するため、また、計画段階における情報であり、公にすることにより、准看護師養成所の指定承認事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり条例第10条第5号に該当するため不開示としている。

そこで、当審査会は、本件不開示情報の条例第10条第2号及び同条第5号該当性について検討する。

申立人は、本件不開示情報を不開示とした決定を取消し、開示することを求めており、本件処分に係るそれ以外の情報の不開示については異議を申し立てていないことから、本件不開示情報以外の不開示部分については、当審査会としては判断しない。

(3) 本件不開示情報の条例第10条第2号該当性について

条例第10条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情

報として規定している。この「権利、競争上の地位その他正当な利益」には法人等が有する法的保護に値する権利、公正な競争関係における地位のほか、ノウハウ、信用等法人等の運営上の地位を広く含むものと解される。そして、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分に考慮して適切に判断する必要がある。

実施機関の説明によれば、看護師等養成所にとって実習施設の確保は非常に困難な状況にあり、特に新設の准看護師養成所は相当の苦労があつて実習施設を確保しているとのことである。したがって本件不開示情報が公になると、競合する同業の看護師等養成所等が実習受け入れの承諾を行った実習施設に、実習受け入れの働きかけを行うことが可能となり、その結果、実習施設が本件法人の実習の受け入れを取りやめる事態が発生し、本件法人が実習施設の確保ができなくなるおそれがあると主張する。

しかしながら、実習施設である医療機関等は、事前の相談、協議の上、条件等の折り合いをつけながら、本件法人の実習施設となることを承諾しているものと考えられ、同業の他の看護師等養成所が働きかけ等を行ったとしても、当該医療機関等が直ちに承諾を撤回するということは想定し難い。本件不開示情報が条例第10条第2号に該当するためには、当該情報を開示することによる支障について、単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されるものであるところ、本件法人を始めとする看護師等養成所が、実習施設の確保に相当の苦労をしているという実施機関の主張には一定の理解ができるところであるが、他の養成所からの何らかの働きかけの結果、実習施設の確保ができなくなるというおそれについては、上述のとおり当審査会ではその蓋然性を認めるに至らなかった。

さらに、准看護師養成所という性格に鑑みれば、実習施設という准看護師試験の受験資格を取得するために必要な情報については、開校に当たっては学生等に広く周知される情報であるとも考えられ、本件不開示情報は本件法人の取引上の秘密と

して保護されるべき情報とはいえない。

したがって、本件不開示情報を開示することによって、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本件法人に係る情報としては条例第10条第2号に該当しない。

(4) 本件不開示情報の条例第10条第5号該当性について

条例第10条第5号は、「県、国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業について典型的な「おそれ」を定めるとともに、その他県等の事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示にすることができることを規定するものであると解される。また、県等が行う「事務又は事業」には、開示請求の対象となっている実際の事務又は事業のほか、将来行われる同種の事業も含まれるものと解すべきである。

実施機関は、本件対象文書は准看護師養成所設置に係る計画段階における情報であり、見直しによる実習施設取下げや新規実習施設申請の繰り返しは審査事務を煩雑にさせ、指定承認事務に支障を生じさせると主張する。

しかしながら、本件不開示情報を公にすることをもって実習施設が確保できなくなるというおそれについて、その蓋然性を認めるに至らなかったことは上記(3)で判断したとおりである。したがって、実施機関が、審査事務を煩雑化させる要因として主張する実習施設の取下げや新規実習施設申請の繰り返しについても、当審査会としてはその蓋然性を認めることができない。また、仮に何らかの事情により審査中に本件対象文書の内容に変更が生じるとしても、本件対象文書のような行政に対し提出された計画書、申請書類等については、承認や許可の検討の過程で、書類の訂正や追加提出等により内容に変更が生じることは、一般に想定し得ることで

あり、それは審査事務を行う上ではやむを得ないものというべきである。

したがって、本件不開示情報については、条例第10条第5号には該当しない。

(5) 本件不開示情報のその他の不開示情報該当性について

実施機関が主張した本件不開示情報を不開示とする理由に対する当審査会の判断は、上記のとおりである。ただし、当審査会において本件不開示情報を見分したところ、本件処分の「開示しない情報」欄に記載されている本件不開示情報のうち「実習指導者の略歴」等については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため条例第10条第1号に該当すると認められる。また、本件処分の「開示しない情報」欄に記載されている本件不開示情報のうち実習施設の法人代表者の「印影」等については、公にすることにより実習施設を運営する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当すると認められる。

したがって、本件不開示情報については、上記の点を踏まえ、実施機関において再度、不開示情報該当性及び不開示とする範囲を検討すべきである。

なお、申立人及び実施機関のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木 潔、高松 佳子、山口 道昭

審議の経過

年 月 日	内 容
平成27年12月 8日	諮問を受ける（諮問第282号）
平成27年12月 8日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成28年 1月 5日	申立人から意見書を受理



平成28年 1月 7日	実施機関から説明及び審議（第一部会第108回審査会）
平成28年 2月15日	審議（第一部会第109回審査会）
平成28年 3月14日	申立人から意見陳述聴取及び審議（第一部会第110回審査会）
平成28年 4月18日	審議（第一部会第111回審査会）
平成28年 5月23日	審議（第一部会第112回審査会）
平成28年 6月27日	審議（第一部会第113回審査会）
平成28年 9月12日	審議（第一部会第114回審査会）
平成28年10月20日	答申